

別添 処分量定の基準

前 歴	累積点数 車種別	2点又は 3点	4点又は 5点	6点から 8点	9点以上
な し	大型車等			30日	45日
	普通車			20日	30日
	二輪車等			10日	15日
一 回	大型車等		30日	45日	60日
	普通車		20日	30日	40日
	二輪車等		10日	15日	20日
二 回	大型車等	30日	45日	60日	75日
	普通車	20日	30日	40日	50日
	二輪車等	10日	15日	20日	25日
三 回 以 上	大型車等	45日	60日	75日	90日
	普通車	30日	40日	50日	60日
	二輪車等	15日	20日	25日	30日

- 注 1 「大型車等」とは、大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車又は重被けん引車をいう。
- 2 「普通車」とは、普通自動車をいう。
- 3 「二輪車等」とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車をいう。